

令和元
(平成31)
年度

国民健康保険のお知らせ

☎ 保険課 ☎ 内線2382

国民健康保険税の納税通知書を7月11日(木)に発送します

内容をご確認のうえ、納期限までに納付をお願いします。納付した保険税は、社会保険料控除として申告できます。

限度額適用認定証の更新

認定証の有効期限は7月31日(木)です。認定証をお持ちの方には7月中旬に更新案内を送付しますので、8月以降も必要な場合は更新手続きをしてください。詳しくは案内をご確認ください。
※7月は窓口が大変混雑します。お急ぎでない方は、8月以降の申請にご協力ください。

令和元
(平成31)
年度

後期高齢者医療保険のお知らせ

☎ 保険課 ☎ 内線2384

後期高齢者医療保険料の決定通知書を7月16日(火)に発送します

納付書が同封されている方は納期限までに納付をお願いします。保険料軽減措置の見直しについては同封のパンフレットをご確認ください。

後期高齢者医療被保険者証の更新

8月から自己負担割合が変わる方へ、7月中旬に新しい保険証を簡易書留でお送りします。負担割合が変わらない方は、現在の保険証をそのまま使えます。

◆自己負担割合の判定基準

世帯のすべての被保険者の住民税課税所得金額が145万円未満の場合は1割、それ以外の場合は3割です(ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同一世帯の被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合は1割)。

◆30年中の収入額が次の要件に該当する方は申請により、申請の翌月から1割負担になります

- 世帯内の被保険者が1人の場合は383万円未満、同一世帯に70～74歳でほかの健康保険制度の加入者がいる場合は収入額の合計が520万円未満
- 世帯内の被保険者が2人以上の場合は、被保険者全員の収入額の合計が520万円未満

限度額適用認定証(3割用)および
限度額適用・標準負担額減額認定証(1割用)の更新

6月末までに認定証の交付を受けた方で、8月以降も引き続き対象となる方には新しい認定証を郵送します(申請不要。ただし、長期入院中の方と負担割合が変わる方は申請が必要な場合があります)。

◇保険税(料)の年金からの引き落としを口座振替に変更できます

☎ 通帳またはキャッシュカード、届出印、保険証を納税課(市役所2階24番窓口)へ

※10月の年金引き落とし分から変更したい方は、7月31日(木)までに申請してください。

☎ 同課 ☎ 内線2417

民生・児童委員活動紹介パネル展
in 元気創造プラザ2019

☎ 地域福祉課 ☎ 内線2615

市内で活躍している民生・児童委員の日ごろの活動を紹介します。お子さんが楽しめる企画もありますので、ぜひお気軽にご来場ください。

☎ 7月23日(火)～25日(木)午前10時～午後4時

☎ 同プラザ ☎ 期間中会場へ

◆内容

- 東京都民生・児童委員キャラクター「ミンジー」(写真)との撮影会＝23日～25日正午から、午後2時30分から(各回20分程度)
- バルーンアート＝23・25日正午～午後3時
- 折り紙＝24日(水)正午～午後3時
- 魚釣り、輪投げ など

令和元
(平成31)年度

介護保険のお知らせ

☎ 高齢者支援課 ☎ 内線2687(保険料について)・☎ 内線2682(負担割合証について)

介護保険料の決定通知書・納入通知書を7月5日に発送しました

納付した保険料は、社会保険料控除として申告できます。

◆特別徴収または口座振替の方には決定通知書が届きます

公的年金を年額18万円以上受給している方は、年金から介護保険料を差し引きます(特別徴収)。特別徴収に該当しない方で口座振替を申し込んだ方は、年度8回の各納期限に振り替えます。

◆納付書で納める方(普通徴収)には納入通知書が届きます

年度8回の各納期限までに、同封の納付書で納付をお願いします。年度途中で新規に資格を取得した方(65歳になった方や転入者)は月割りで計算します。

介護保険料の一部改正について

所得段階が第1・2段階の第1号被保険者の介護保険料が、公費投入による保険料の軽減強化により改正されました。

◆年額保険料

第1段階24,000円(軽減前28,800円)、第2段階36,000円(軽減前44,400円)

低所得の方を対象にした介護保険料の個別軽減制度

☎ 65歳以上で、4月1日時点で次のすべてに該当する方。①介護保険料の所得段階が第1～3段階(生活保護受給者、特別養護老人ホームなどの入所者を除く)、②30年中の収入金額(遺族年金などの非課税所得や仕送りを含む)が、第1段階の方は80万円以下、第2・3段階の方は160万円以下(各段階とも世帯員が1人増すごとに60万円を加算した金額)、③自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない、④預貯金などの資産が200万円以下(2人以上の世帯は400万円以下)、⑤住民税課税者による扶養を受けていない

◆軽減の内容

第1段階の方＝第1段階の半額、第2・3段階の方＝第1段階と同額

☎ 7月8日(月)～19日(金)に介護保険料の決定通知書または納入通知書、30年中の本人と世帯全員の収入が確認できる書類、本人と世帯全員の預貯金通帳など(30年1月から直近までの内容が確認できるもの)、認め印を同課(市役所1階11番窓口)へ

※災害など特別な事情により納付が困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。詳しくは同課へお問い合わせください。

介護保険負担割合証を発送します

要介護・要支援認定を受けている方および総合事業対象の方に、8月以降の利用者負担割合(1～3割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に発送します。8月以降に介護保険サービスを利用する際は、必ずケアマネジャーに提示してください。

介護人財の確保に向けた支援を
実施しています

☎ 高齢者支援課 ☎ 内線2686

市民のみなさんに質の高い介護サービスを安定して提供できるよう、市内の介護事業所の人財確保を支援する取り組みを実施しています。申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

介護職員が負担する家賃の一部を補助します

◆対象(次のすべてに該当する方)

- 平成30年4月1日～令和3年3月31日に市内の特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設で新たに勤務を開始した方
- 介護福祉士または介護職員初任者研修修了者、看護師免許を有する方(おおむね3年以内に取得見込みも可)
- 同種の補助金の対象でなく、同一世帯に市税の滞納者や暴力団員がいない方

◆補助内容

本人名義で契約している市内民間賃貸住宅の賃借料を補助(月額上限20,000円)

介護職員が受講した研修費を補助します

◆対象(次のいずれかに該当する方)

- 平成30年4月1日～令和3年3月31日に市内の介護事業所で新たに勤務を開始した正規職員(正規職員への登用制度のある契約職員を含む)
- 平成29年4月1日～令和3年3月31日に市内の介護事業所で新たに勤務を開始した「みたかふれあい支援員」(前年度30時間以上の勤務実績のある方)

◆補助内容

①介護職員初任者研修課程(上限70,000円)、②ユニットリーダー研修(上限100,000円)

介護職場体験事業を実施します

市内の介護事業所への就職を希望する方に、職場見学や業務体験の機会を提供します。3日間の体験を修了した方には、クオカード(6,000円分)を差し上げます。